

令和4年度

## 第3回川口市学校給食運営審議会

日 時 令和4年10月6日(木)  
午前10時00分 開会  
会 場 川口市役所第二庁舎  
地階第1・第2会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱書の交付
- 3 教育長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 会長・副会長の選任について
- 6 議事
  - (1) 学校給食費の改定について
  - (2) その他
- 7 閉会

# 川口市学校給食運営審議会条例

[ 昭和53年3月30日 ]  
[ 条例第57号 ]

(設置)

第1条 学校給食の正しい普及と充実を図るため、川口市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、学校給食の運営に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 小、中学校長
- (3) 小、中学校PTA関係者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該事項に関係を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(幹事)

第10条 審議会に幹事若干人を置き、教育委員会がその職員のうちから任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長、委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

## 川口市学校給食運営審議会 委員名簿

委員氏名	4条該当号	役 職 名	備 考
あさぬまよしなり 浅 沼 良 成	1号	学校法人文化学園 川口文化幼稚園理事長	4.9.4委嘱
かみやまひろし 神 山 浩	1号	一般社団法人川口市医師会理事	4.9.4委嘱
いとうこうすけ 伊 藤 公 介	1号	一般社団法人川口歯科医師会理事	4.9.4委嘱
はやしみつこ 林 美 津 子	1号	川口市保健部食品衛生課長	4.9.4委嘱
すずきけいこ 鈴 木 恵 子	1号	川口市食生活改善推進員協議会 芝西支部支部長	4.9.4委嘱
あらいめぐみ 新 井 恵	2号	川口市立青木北小学校長	4.9.4委嘱
ささきさゆり 佐々木小百合	2号	川口市立神根東小学校長	4.9.4委嘱
いのうえちはる 井 上 千 春	2号	川口市立辻小学校長	4.9.4委嘱
おおばまこと 大 場 真	2号	川口市立幸並中学校長	4.9.4委嘱
ほしのやすひさ 星 野 泰 久	2号	川口市立芝西中学校長	4.9.4委嘱
みたにきよたか 三 谷 清 隆	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立領家小学校PTA会長	4.9.4委嘱
こばやしまゆみ 小 林 ま ゆ み	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立前川小学校PTA副会長	4.9.4委嘱
たかはしえみ 高 橋 え み	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立桜町小学校PTA会計	4.9.4委嘱
せんざきひでのり 先 崎 英 典	3号	公募	4.9.4委嘱
かさいひろえ 笠 井 裕 江	3号	公募	4.9.4委嘱

任期・・・令和4年9月4日より令和6年9月3日まで

(案)

令和4年 月 日

川口市教育委員会  
教育長 あて

川口市学校給食運営審議会  
会長 名

### 学校給食費の改定について (答申)

令和4年7月22日付け学保発第41号で諮問されたことについて、当審議会の意見は、下記のとおりです。

#### 記

当審議会は、教育委員会から諮問された学校給食費の改定について、承認依頼の内容に基づき審議いたしました。

昨今の物価高騰の中、令和4年度下半期の不足額については、小学校では1食あたり32円、中学校では1食あたり41円と見込み、この不足分については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担の軽減に取り組む予定であることが、令和4年度第1回川口市学校給食運営審議会で報告されたところであります。この審議会においても、物価高騰は今後も続くことが予想されるため、学校給食費の単価を見直す時期に来ているのではないか、という意見が出されました。

川口市の学校給食費は、平成26年の消費税改定に伴いその増額分を改定しましたが、物価の変動に伴う改定は平成22年以来実施しておりません。この間に牛乳は20%の上昇、主食の主なもの8%から31%の上昇があり、特に今年は多くの食品において値上げが行われているところであります。令和5年度の学校給食費については、これらの物価上昇を総合的に検討した結果、小学校は273円、中学校は324円の価格が妥当であるとの結論に至りました。

年額にすると小学校で約6,300円、中学校で約8,100円の値上げとなります。やむを得ないという意見がある一方、物価高騰は子育て世帯の生活全般への影響が大きく、保護者負担の増加を懸念する意見もあり、令和4年度の対応と同様に、令和5年度についても保護者負担軽減策を講じて欲しいという意見がありました。

今後も引き続き、児童生徒に安全安心で豊かな学校給食を提供し続けていただくよう、併せて要望いたします。

## 別添 学校給食費改定関連資料

### 1 川口市の学校給食費

(1) 平成以降の学校給食費 (単位:円)

年度	小学校		中学校		備考
	単価	月額	単価	月額	
H1	消費税導入 (3%)				
H3	208	3,400	244	4,000	9月から改定
H9	消費税改定 (3%⇒5%)				
H10	220	3,600	260	4,250	9月から改定
H22	232	3,800	272	4,450	
H23	公会計導入				
H26	消費税改定 (5%⇒8%)				
H26	238	3,895	279	4,565	消費増税に伴う改定

※ 消費税の影響を考慮しない、実質的な価格改定は平成22年度が最後

(2) 令和4年度の学校給食費 (単位:円)

	単価			月額	年額
	主食・副食	牛乳	合計		
小学校	185	53	238	3,895	42,845
中学校	226	53	279	4,565	50,215

※ 年額は、月額×11 (8月を除いた11か月) で算出

※ 1食×提供食数で保護者負担額を最終的に確定し、年度末に精算

(3) 物価高騰への対応

物価高騰により、現状の学校給食費で給食を提供し続けることが難しくなっていることから、令和4年度下半期分について「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することで物価高騰による不足見込み額について対応し、令和4年度中は不足分に関して保護者負担を求めないこととした。

なお不足見込額は、小学校で1食当たり32円（1食単価270円）・中学校で1食当たり41円（1食単価320円）。約1億4700万円を令和4年9月補正予算に計上。

(4) 令和4年度学校給食費 近隣市町村との比較 (単位：円)

自治体	小学校		本市との差額		中学校月額		本市との差額	
	単価	月額	単価	月額	単価	月額	単価	月額
川口市	238	3,895	—	—	279	4,565	—	—
さいたま市	260	4,380	22	485	317	5,130	38	565
蕨市	256	4,200	18	305	301	4,900	22	335
戸田市	244	4,000	6	105	281	4,600	2	35
越谷市	244	4,000	6	105	296	4,850	17	285
川越市	251	4,350	13	455	303	5,250	24	685
上尾市	250	4,300	12	405	310	5,200	31	635
草加市	255	4,300	17	405	303	5,100	24	535

※各数値は令和4年9月1日現在

## 2 令和5年度学校給食費について

物価上昇に対応した学校給食費を算出するにあたっては、実質的な学校給食費の改定を行った平成22年の単価を基準とし、次のとおり算出をした。

(1) 価格の算出根拠について（1食当たり）

- 牛乳、主食は公益財団法人埼玉県学校給食会が定めた令和4年度上半期の単価
- 小学校の副食費は、平成22年の価格に令和4年8月の食料の消費者物価指数上昇分1.177を乗じた額
- 中学校の副食費は、平成22年の価格に令和4年8月の食料の消費者物価指数上昇分1.177を乗じ、令和3年の学校給食摂取基準改正により、鉄、ビタミンC、食物繊維の摂取基準変更相当分として5円を上乗せした額

## 【小学校】

(単位：円)

	牛乳	主食	副食	合計	学校給食費
H22	44.74	45.22	142.04	232.00	232
R5	53.49	52.32	167.18	272.99	273

## 【中学校】

(単位：円)

	牛乳	主食	副食	合計	学校給食費
H22	44.74	62.79	164.47	272.00	272
R5	53.49	71.90	198.58	323.97	324

## (2) 主食・牛乳の価格推移 (平成22年度～令和4年度)

(単位：円 (税込))

年度	牛乳	白飯		地粉うどん		ホット中華めん		子供パン	
		小 70 g	中 100 g	小 70 g	中 100 g	小 70 g	中 100 g	小 50 g	中 70 g
H22	44.74	46.50	66.43	45.21	55.04	43.20	52.52	47.44	52.16
H23	45.69	45.40	64.86	45.07	54.83	42.18	51.07	47.39	52.08
H24	46.52	47.11	67.30	43.62	52.77	41.82	50.57	47.16	51.74
H25	46.87	50.06	71.51	44.04	53.30	42.27	51.15	47.69	52.23
H26	50.20	48.69	69.56	45.92	55.54	44.31	53.64	49.58	54.33
H27	51.57	45.56	65.09	46.39	56.13	44.66	54.06	49.76	56.87
H28	51.71	46.51	66.44	46.58	56.35	44.85	54.28	50.16	54.91
H29	51.89	48.44	69.20	47.30	57.23	45.51	55.08	50.40	55.24
H30	52.27	50.86	72.66	47.82	57.83	46.21	55.95	51.24	56.15
R1	53.01	51.40	73.73	48.94	59.29	46.93	56.85	52.25	57.23
R2	53.02	52.09	74.41	49.79	60.29	47.57	57.56	56.26	61.21
R3	53.13	49.72	71.03	57.39	69.24	54.92	66.21	57.35	62.55
R4	53.49	50.22	71.74	59.12	71.41	56.57	68.29	59.39	64.92
平成22年度からR4年度の価格推移									
金額	8.75	3.72	5.31	13.91	16.37	13.37	15.77	11.95	12.76
比率	120%	108%	108%	131%	130%	131%	130%	125%	124%

### (3) さいたま市の消費者物価指数の推移

(平成 22 年 = 1、指数)

品目	H22	H26	R1	R2	R3	R4.8 月
穀類	1.000	1.035	1.149	1.133	1.117	1.211
魚介類	1.000	1.143	1.319	1.285	1.347	1.442
肉類	1.000	1.044	1.137	1.145	1.177	1.233
乳卵類	1.000	1.018	1.059	1.032	1.032	1.048
野菜・海藻	1.000	0.994	1.050	1.066	1.044	1.059
果物	1.000	1.064	1.229	1.293	1.296	1.392
食料	1.000	1.054	1.128	1.132	1.138	<b>1.177</b>

※総務省統計局の消費者物価指数を基に指数を算出

## 3 価格改定の効果

- 現在よりも多くの食品食材の使用が可能になる
- 果物やデザート回数の増加
- 行事食や地産地消の充実
- 安価な外国産食品の使用が減り、安全安心な学校給食の提供が増加

## 4 令和 4 年度 川口市学校給食運営審議会の経緯

- 第 1 回 令和 4 年 6 月 3 0 日 (木)

〈議題〉 物価高騰による学校給食費への影響について

### 【事務局から】

- 物価の高騰が学校給食にも影響を与えている
- 現状の給食費と比較し、小学校では 1 食当たり 3 2 円・中学校では 1 食当たり 4 1 円が不足しているの見込んでいる。この不足見込額については、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することで対応し、保護者負担は求めない方向で調整中。

### 【委員から】

- 物価高騰は今年度だけなのかと考えるとそうは思えない。現場の栄養士も、現在の単価で質を保った給食を提供するのは難しいとの意見であり、学校給食費の単価を見直す時期に来ているのではないかと。



- 第2回 令和4年8月30日（火）  
第1回の結果を教育委員会に報告した結果、教育委員会から審議会に対し学校給食費の改定に関して諮問がなされた。

**【委員からの意見】**

- 近隣の自治体を見ても、本市の学校給食費が一番安い部類である。
- 改定はやむを得ないものとも思うが、今まで改定してこなかったのはなぜか
- 食材価格等も高騰しており、価格の改定はやむを得ないものとするが、保護者への説明は丁寧にしてほしい
- 令和4年度は補助があるとのことだが、来年度以降補助はないのか。

**【事務局から】**

- 多くの自治体で物価高騰対応への議論が進んでいる。物価高騰分については国庫補助が利用できるため、ほとんどの自治体が活用するのではないかと。
- 価格については、今後は定期的に議論する場を設けていきたいと考えている。
- 来年度以降の補助については、今回の議論で出た意見として、今後教育委員会に報告する。

- 第3回 令和4年10月6日（木）  
第2回で出た意見をもとに、事務局で来年度の学校給食費案を作成。事務局が案について説明する。

**【事務局案】**

- 平成22年から令和4年の消費者物価指数の上昇分等を参考に、令和5年度学校給食費を1食当たり小学校273円・中学校324円と算出。

事務局からの説明後、答申について議論。上記金額を来年度の学校給食費として答申すること、答申には保護者負担の軽減も併せて検討することを求める旨の文言を盛り込むことを決定。

# 南鳩ヶ谷小の給食調理室における虫の大量発生について

発生日時：9月14日（水） 午前8時ごろ

虫の種類：チカイエカ

発生数：約100匹

1年を通じて地下に生息・主に夜間に吸血するイエカの仲間

## 児童保護者への対応

9月14日（水） 給食調理を中止、  
救給カレー（アレルギー対応の非常食）450食を配食  
保護者への説明文送付

15日（木） 委託炊飯による米飯、ふりかけ（アレルギー対応）、牛乳

16日（金） 弁当持参

20日（火） 給食再開

## 学校施設・設備の対応

9月14日（水） 給食調理室を調査、殺虫剤噴霧「フェニトロチオン0.5%低臭性乳剤×50」

16日（金） 床下等に殺虫プレート設置「ジグロルボス16%含有樹脂プレート×3枚」

18日（日） 蚊の発生がないことを確認

※給食室、その周辺には蚊が発生するような水が溜まる箇所は確認できなかった。

※地下、壁内については現状では確認できない箇所があるため、今後の対策を検討する必要性あり。



調理室内窓台に置いた粘着板に多数捕獲を確認



薬剤噴霧



給食室外のマンホール内には、蚊発生の形跡なし